

豪州
2018 年現代奴隷法
(参考和訳)

2021 年 8 月
日本貿易振興機構 (ジェトロ)
海外調査部

報告書の利用についての注意事項

本参考和訳は、日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部アジア大洋州課が西村あさひ法律事務所に作成委託し、制定時（2018年12月）の法令に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

法令：2018年現代奴隷法

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

また、本レポートは制定時の法令の参考和訳です。最新の改正状況は[豪州政府ウェブサイト](#)でご確認ください。

はじめに

オーストラリアでは、2018年12月に被害者搾取の手段として威圧や脅迫、だましなどを用いて、人の自由を侵害する現代奴隷（modern slavery）に対応する「現代奴隷法」が制定され、2019年1月に施行されている。同法は、オーストラリア国内で事業を行い、傘下の事業体を含む年間収益が1億オーストラリア・ドルを超える企業などを対象に、サプライチェーンとそのオペレーションにおける現代奴隷のリスクを評価・分析し、報告することを義務付けている。これは日本企業も対象となりうる。

本参考和訳は、日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部アジア大洋州課が、西村あさひ法律事務所に作成委託したものである。オーストラリアで事業を行う日系・日本企業の参考になれば幸いである。

2021年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 アジア大洋州課

[訳 文]



2018 年現代奴隷法

2018 年法律第 153 号

一定の事業体に対してその運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク並びに当該リスクに対応するための措置を報告することを義務づけ、それに関連する目的のために定めた法律

注：本法の電子版は、Federal Register of Legislation (<https://www.legislation.gov.au/>)に掲載されている。

目次

パート 1 序文	2
1 略称	2
2 施行	2
3 本法の概略	3
4 定義	3
5 報告対象事業体の意味	5
6 任意の現代奴隷報告書	6
7 憲法上の根拠	6
8 本法は政府を拘束する	7
9 外部領域への適用	8
10 域外適用	8
パート 2 現代奴隷報告書	9
11 本パートの概略	9
12 現代奴隷報告書の意味	9
13 単独の報告対象事業体による現代奴隷報告書	9
14 共同現代奴隷報告書	10
15 連邦政府現代奴隷報告書	11
16 現代奴隷報告書の必須要件	11
16A 不遵守に係る説明等	12
パート 3 現代奴隷報告書へのアクセス	14
17 本パートの概略	14
18 現代奴隷報告書登録簿	14
19 現代奴隷報告書の登録	14
20 改訂版の現代奴隷報告書の登録	14
パート 4 雑則	16
21 本パートの概略	16
22 非法人の事業体	16

23	委譲	16
23A	実施に係る年次報告書	16
24	3年毎のレビュー	17
25	規則	17



2018年現代奴隷法

2018年法律第153号

一定の事業体に対してその運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク並びに当該リスクに対応するための措置を報告することを義務づけ、それに関連する目的について定めた法律

〔2018年12月10日に裁可を受けた。〕

オーストラリア連邦議会は、以下のとおり制定した。

パート 1 序文

1 略称

本法とは、2018年現代奴隷法をいう。

2 施行

- (1) この表の項目 1 に定める本法の各規定は、この表の項目 2 に従って施行される、又は施行されたとみなされる。項目 2 におけるその他の記載は、その条件に従って効力を有する。

施行に係る情報		
項目1	項目2	項目3
規定	施行	日付/詳細
1. 第1条及び第2条並びにこの表の他の項目の対象となっていない本法のあらゆる部分	本法が国王の裁可を受けた日	2018年12月10日
2. 第3条から第10条まで、及びパート2からパート4まで	告示により、日を確定する。 ただし、本法が国王の裁可を受けた日から6か月以内に当該規定が施行されなかった場合、当該規定は、当該期間の終了の翌日に施行される。	2019年1月1日 (F2018N00189)

注： この表は、専ら当初制定された本法の規定に関する表である。本法に係る後の改正に対応して改正されるものではない。

- (2) 表の項目 3 に記載される情報は、本法の一部ではない。本法の公布版において、当該項目に情報が追加され、又は当該項目の情報が編集される場合がある。

3 本法の概略

本法は、オーストラリアに拠点を置く事業体又はオーストラリアにおいて運営している事業体であって、1億豪ドルを超える年間連結収益を有する事業体に対して、その運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク、並びに当該リスクに対応する措置について年1回の報告を義務づけるものである。オーストラリアに拠点を置き、又はオーストラリアで運営しているそれ以外の事業体は任意で報告を行うことができる。

連邦政府は、非法人の連邦政府機関に代わって報告を行う必要があり、また、報告義務は、1億豪ドルを超える年間連結収益を有する法人格を持つ連邦政府機関、及び連邦政府が支配する会社にも適用される。

報告書は、現代奴隷報告書登録簿として知られる公共リポジトリにおいて、大臣が管理する。当該登録簿上の報告書について、公衆はインターネット上にて無料でアクセスできる。

4 定義

本法において：

会計基準とは、2001年会社法で定めるのと同様の意味を有する。

オーストラリアは、地理的な意味合いで使われている場合は、外部領域を含む。

オーストラリア事業体とは、次のものをいう。

- (a) 1936年所得税法の第6条(1)項に定める意味の居住会社である会社。
- (b) 信託財産が1936年所得税法のパートⅢの第6節に定める意味の居住信託財産である場合、当該信託
- (c) 1936年所得税法の第94T条に定める意味を有する居住会社である合資会社。又は
- (d) 次の場合、法人化の有無にかかわらず、その他のパートナーシップ、又はその他の事業体。
 - (i) 当該事業体がオーストラリア内で設立され、若しくは法人化された場合。又は
 - (ii) 当該事業体の中央管理若しくは支配がオーストラリアにある場合。

オーストラリアにおいて事業を遂行する：第5条(報告対象事業体の意味)を参照のこと。

事業体の**連結収益**とは、会計基準に従って算定された次のものをいう。当該事業体(支配事業体を含む。)又はグループにかかる基準が適用されない場合でも、同様とする。

- (a) 報告対象期間における当該事業体の総収益、又は
- (b) 当該事業体が他の事業体を支配している場合は、当該事業体及びそれに支配される全事業体をグループとみなし、当該事業体の報告対象期間における、そのグループの総収益

ある事業体による他の事業体の**支配**とは、会計基準に定める意味における事業体の支配をいう。

事業体とは、1997年所得税法に定めるのと同様の意味を有する。

注： 上記法の第960-100条を参照のこと。

現代奴隷とは、次に掲げる事項を構成する行為をいう。

- (a) 刑法の第270節又は第271節に基づく違反
- (b) 当該行為がオーストラリアで行われた場合、上記節のいずれかに基づく違反
- (c) 2000年11月15日にニューヨークで採択された、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の第3条に定義される人身取引([2005] ATS 27)、又は
- (d) 1999年6月17日にジュネーブで採択された、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関するILO条約(第182号)の第3条に定義される最悪の形態の児童労働([2007] ATS 38)

注：2018年において、オーストラリアの条約集内の国際的合意の文言は、AustLIIのウェブサイト(<http://www.austlii.edu.au>)のオーストラリア条約ライブラリから参照可能であった。

現代奴隷報告書：第12条を参照のこと。

事業体の**主要管理機関**とは、次のものをいう。

- (a) 事業体のガバナンスに係る主要責任を負う機関、若しくは事業体のメンバーで構成されるグループ。又は
- (b) 本項の目的のために制定された本規則に定める種類の事業体である場合、当該事業体内の所定の機関、又は当該事業体の1名又は複数の所定のメンバー

例：主要管理機関の例は次の通りである。

- (a) 会社の場合、当該会社の取締役会
- (b) 退職年金基金の場合、当該基金の理事会

登録簿とは、第18条に基づき開設された現代奴隷報告書登録簿をいう。

報告対象事業体：第5条を参照のこと。

事業体の**報告対象期間**とは、当該事業体に適用される会計年度又は別の事業年度であって、本条の施行後に開始するものをいう。

例：会社の報告対象期間については、1936年所得税法の第319条を参照のこと。

事業体の**責任者**とは、次の者をいう。

- (a) 事業体の主要管理機関の一員(個人)であって、本法の目的上現代奴隷報告書に署名する権限を付与された者。
- (b) 事業体が単独の受託者によって管理されている信託の場合、当該受託者。
- (c) 事業体が単独法人の場合、当該法人を構成する個人。
- (d) 事業体が2001年会社法で意味するところの管理下にある場合、管財人。又は
- (e) 本項の目的のために制定された本規則に定める種類の事業体である場合、当該事業体の所定のメンバー

本規則とは、第25条に基づき大臣が制定した規則をいう。

5 報告対象事業体の意味

(1) ある報告対象期間に関して、次に掲げるものそれぞれを**報告対象事業体**という。

(a) 報告対象期間に少なくとも 1 億豪ドルの連結収益を有する事業体で、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該報告対象期間のいずれかの時点においてオーストラリア事業体であったもの。又は

(ii) 当該報告対象期間のいずれかの時点においてオーストラリアで事業を遂行したものの。

(b) 連邦政府

(c) 2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法に定める意味での法人格を持つ連邦政府機関、又は連邦政府が支配する会社であって、報告対象期間に少なくとも 1 億豪ドルの連結収益を有するもの

(d) 当該期間において、第 6 条に定める本法の要件を遵守することを任意で申し出た事業体

注： 連邦政府は、2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法に定める意味を有する非法人の連邦政府機関に代わって報告を行う必要がある。同法の第 15 条を参照のこと。

(2) 事業体は、次の場合、**オーストラリアにおいて事業を遂行する**とみなされる。

(a) 法人の場合、2001 年会社法に定める意味でオーストラリア、州若しくは領域において事業を遂行する(同法の第 21 条を参照のこと。)。又は

(b) それ以外の場合、当該事業体が法人であるかのように、同法に定める意味で、事業を遂行しているとみなされる。

6 任意の現代奴隷報告書

事業者が任意で申し出る方法

- (1) 第(2)項が適用される事業者は、ある報告対象期間又は複数の報告対象期間に関して、当該報告対象期間(複数の期間の場合は、最も早い報告対象期間)の終了前に、大臣が承認する方法及び形式にてその旨を大臣に書面通知することにより、本法の要件を遵守することを任意で申し出ることができる。

注： 事業者は、ある報告対象期間及びそれ以降の全ての報告対象期間に関して、本条に基づき任意で申し出ることができる。

- (2) 事業者が、報告対象期間のいずれかの時点において次に該当する場合、当該事業者は本項の対象となる。
- (a) オーストラリア事業者である。又は
- (b) オーストラリアにおいて事業を遂行している。

通知の撤回

- (3) 事業者は、当該報告対象期間に関して第(1)項が適用される限りにおいて、当該報告対象期間(複数ある場合は、最も早い報告対象期間)の開始前にその旨を大臣に書面通知することにより、第(1)項に基づき提出した通知を撤回することができる。

7 憲法上の根拠

- (1) 制限なく、本法は(次に)依拠する。
- (a) 憲法の次に掲げる規定に基づく連邦政府の立法権
- (i) 第 51 条(i)(商取引)
 - (ii) 第 51 条(xi)(国勢調査統計)
 - (iii) 第 51 条(xix)(外国人)
 - (iv) 第 51 条(xx)(法人)
 - (v) 第 51 条(xxi)(婚姻)
 - (vi) 第 51 条(xxvii)(入国管理)
 - (vii) 第 51 条(xxix)(対外関係)
 - (viii) 第 51 条(xxxix)(付随事項)
 - (ix) 第 61 条(執行権)並びに
- (b) 連邦政府の黙示の立法権

(2) 第(1)項(a)(vii)を制限することなく、本法が憲法の第 51 条(xxix)に基づく連邦政府の立法権に依拠することは、次に掲げる国際的合意(随時改正され、オーストラリアで効力を有するもの。)の実施を含む目的に基づくものである。

- (a) 1926 年 9 月 25 日ジュネーブで採択された、奴隷貿易及び奴隷制度の廃止に係る国際条約([1927] ATS 11)
- (b) 1930 年 6 月 28 日にジュネーブで採択された、強制労働に関する ILO 条約(第 29 号)([1933] ATS 21)
- (c) 1956 年 9 月 7 日にジュネーブで採択された、奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約([1958] ATS 3)
- (d) 1966 年 12 月 16 日にニューヨークで採択された、市民的及び政治的権利に関する国際規約([1980] ATS 23)
- (e) 1979 年 12 月 18 日にニューヨークで採択された、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約([1983] ATS 9)
- (f) 1989 年 11 月 20 日にニューヨークで採択された、児童の権利に関する条約([1991] ATS 4)
- (g) 2000 年 11 月 15 日にニューヨークで採択された、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書([2005] ATS 27)
- (h) 2000 年 5 月 25 日にニューヨークで採択された、児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書([2007] ATS 6)
- (i) 1999 年 6 月 17 日にジュネーブで採択された、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する ILO 条約(第 182 号)([2007] ATS 38)

注：2018 年、オーストラリアの条約集内の国際的合意の文言は、AustLII のウェブサイト(<http://www.austlii.edu.au>)のオーストラリア条約ライブラリから参照可能であった。

8 本法は政府を拘束する

本法は、連邦政府の権利において、政府(crown)を拘束する。ただし、本法は、各州、オーストラリア首都特別地域及びノーザンテリトリーの権利において、政府(crown)を拘束しない。

9 外部領域への適用

本法は全ての外部領域にも適用される。

10 域外適用

本法は、オーストラリア国外での作為、不作為、事柄及び事項にも適用される。

パート 2 現代奴隷報告書

11 本パートの概略

本パートは、報告対象事業体及びそれらに所有又は支配される事業体の運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷に係るリスクについて記載した現代奴隷報告書を年に1度大臣に提出することを義務付けるものである。

報告書には、かかるリスクに対応するために講じられる措置に関する情報も記載しなければならない。

1つ又は複数の報告対象事業体を代表して共同の現代奴隷報告書を提出することも可能である。

大臣は、全ての非法人の連邦政府機関に代わってそれらの年次現代奴隷報告書を作成しなければならない。

大臣は、現代奴隷報告書に関する要件の不遵守について該当の事業体に説明を求めることができ、また、当該要件に関して是正措置を講じるよう当該事業体に要求することもできる。当該事業体はその要求に従わなかった場合、大臣は、登録簿又はそれ以外の場所において、当該事業体を特定できる情報を含む、不遵守に関する情報を公表することができる。

12 現代奴隷報告書の意味

現代奴隷報告書は、次に掲げるいずれかの目的で作成された報告書をいう。

- (a) 第 13 条(単独の報告対象事業体による現代奴隷報告書)
- (b) 第 14 条(共同現代奴隷報告書)
- (c) 第 15 条(連邦政府現代奴隷報告書)

13 単独の報告対象事業体による現代奴隷報告書

- (1) 報告対象事業体は、報告対象期間に関し、大臣に対して現代奴隷報告書を提出しなければならない。ただし、当該報告対象期間における当該事業体について記載した第 14 条(現代奴隷共同報告書)又は第 15 条(連邦政府現代奴隷報告書)に定める現代奴隷報告書が提出された場合はこの限りでない。

- (2) 報告対象事業体は、当該報告書が次のとおりであることを確保しなければならない。
- (a) 第 16 条に適合するものであること。
 - (b) 大臣が承認した形式で作成されていること。
 - (c) 当該事業体の主要管理機関によって承認されていること。
 - (d) 当該事業体の責任者によって署名されていること。
 - (e) 大臣が承認した方法により、当該事業体の報告対象期間の終了後 6 か月以内に大臣に提出されること。

注：報告書は電子署名で署名することも認められている。1999 年電子取引法の第 10 条を参照のこと。

14 共同現代奴隷報告書

- (1) 事業体(連邦政府を除く。)は、1つ又は複数の報告対象事業体(報告書を提出する事業体を含むことも可能である。)について、当該報告対象事業体の報告対象期間に関して記載した現代奴隷報告書を大臣に提出できる。
- (2) 報告書を提出する事業体は、当該報告書が次のとおりであることを確保しなければならない。
- (a) 第 16 条に適合するものであること。
 - (b) 大臣が承認した形式で作成されていること。
 - (c) 当該報告書に記載された各報告対象事業体と協議した上で作成されていること。
 - (d) 次の事業体の主要管理機関によって承認されていること。
 - (i) 当該報告書に記載されている各報告対象事業体。
 - (ii) 当該報告書に記載されている各報告対象事業体に直接若しくは間接的に影響を及ぼし又は支配する立場にある事業体(上位事業体)。なお、当該上位事業体が報告書に記載されているか否かは問わない。又は
 - (iii) 上記(i)又は(ii)の遵守が実行可能でない場合、当該報告書に記載されている報告対象事業体の少なくとも 1 つ。
 - (e) 次の事業体の責任者によって署名されていること。
 - (i) (d)(i)が適用される場合、当該報告書に記載されている各報告対象事業体
 - (ii) (d)(ii)が適用される場合、上位事業体

(iii) (d)(iii)が適用される場合、当該規定が適用される各報告対象事業体。

(f) 次のとおり大臣に提出されること。

(i) 大臣が承認した方法により、報告書に記載された事業体の報告対象期間の終了後 6 か月以内に提出されること。又は

(ii) 本(ii)項の目的のために制定された本規則が定める期間内に提出されること。

注 1： 報告書は電子署名で署名することも認められている。1999 年電子取引法の第 10 条を参照のこと。

注 2： (d)(iii)が適用される場合、報告書に説明が記載されなければならない。第 16 条(2)項を参照のこと。

15 連邦政府現代奴隷報告書

(1) 大臣は、2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法に定める意味を有する非法人の連邦政府機関全てについて記載した、該当する報告対象期間に関する連邦政府の現代奴隷報告書を作成しなければならない。

(2) 大臣は、報告書が次のとおりであることを確保しなければならない。

(a) 第 16 条に適合するものであること。

(b) 報告対象期間の終了後 6 か月以内に作成されること。

16 現代奴隷報告書の必須要件

(1) 現代奴隷報告書は、報告書に記載された各報告対象事業体に関して次のとおりでなければならない。

(a) 報告対象事業体を特定するものであること。

(b) 報告対象事業体の構造、運営及びサプライチェーンについて説明するものであること。

(c) 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体について、運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷行為に係るリスクを説明するものであること。

(d) 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体が当該リスクを評価し、これに対応するために講じている措置(デューディリジェンス及び改善プロセスを含む。)を説明するものであること。

(e) 報告対象事業体が当該措置の有効性をどのように評価しているかについて説明するものであること。

- (f) 次の者との協議のプロセスについて説明するものであること。
 - (i) 報告対象事業体が所有又は支配する事業体
 - (ii) 第 14 条に基づく報告書に記載される報告対象事業体の場合、当該報告書を提出する事業体
- (g) 報告対象事業体又は報告書を提出する事業体が関連すると考えるその他の情報を含むこと。

例：(d)に関し、事業体が講じる措置には、現代奴隷に係るリスクに対応するための方針及びプロセスの開発、並びに現代奴隷についてスタッフへの研修の実施を含むことができる。
- (2) 第 15 条(連邦政府現代奴隷報告書)に基づいて提出される報告書を除き、現代奴隷報告書は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 第 13 条(単独の報告対象事業体による現代奴隷報告書)に基づき提出される報告書の場合、報告対象事業体の主要管理機関による承認の詳細
 - (b) 第 14 条(共同現代奴隷報告書)に基づき提出される報告書の場合、
 - (i) 該当の主要管理機関(1 つ又は複数)による承認の詳細
 - (ii) 第 14 条(2)項(d)(iii)が適用される場合、第 14 条(2)項(d)(i)又は(ii)を遵守するのが実行可能でない理由の説明。

16A 不遵守に係る説明等

説明又は是正措置の要求

- (1) 事業体が第 13 条又は第 14 条(現代奴隷報告書の提出義務について定める規定である。)に基づく要件を遵守しなかったと大臣が合理的に納得した場合、大臣は、当該事業体に対して、次に掲げるいずれか又は両方を行うよう書面にて要求することができる。
 - (a) 要求が行われた後 28 日又はそれを超える特定の期間内に、不遵守に係る説明を行うこと。
 - (b) 要求が行われた後 28 日又はそれを超える特定の期間内に、要求に従って当該要件に関して指定された是正措置を講じること。

例：第 13 条により義務づけられる期間内に大臣に現代奴隷報告書を提出しなかったことに関する要求の場合、上記(b)に基づき指定される是正措置は、当該要求に定める追加の期間内に大臣に現代奴隷報告書を提出すること、となる場合がある。

- (2) 大臣は、第(1)項に基づく要求において定める期間について、事業体に書面通知を行うことにより、延長又は再延長することができる。延長は、当該指定の期間(又はその前に延長された期間)の終了前又は後に行うことができる。
- (3) 第(1)項に基づく要求には、第(2)項及び第(4)項から第(6)項までの趣旨の記載を含めなければならない。

要求の不遵守に係る情報の公表

- (4) 事業体が第(1)項に基づく要求を遵守しなかったと大臣が合理的に納得する場合、大臣は、登録簿において、又は大臣が適切と考えるその他の方法で、次に掲げる情報を公表することができる。
 - (a) 当該事業体を特定できる情報
 - (b) 要求が当該事業体による現代奴隷報告書に係る第 14 条(2)項(共同現代奴隷報告書)の不遵守に関するものである場合、当該報告書に記載された報告対象事業体を特定できる情報
 - (c) 要求が行われた日付、及び第(2)項に基づき行われた延長の詳細
 - (d) 要求された説明又は是正措置の詳細、及び要求において指定した期間
 - (e) 当該事業体が要求を遵守しなかったと大臣が納得している理由
- (5) 事業体は、次の場合にのみ、**要求を遵守しなかった**とみなされる。
 - (a) 第(1)項(a)に基づく要求において指定された期間内(第(2)項に基づき延長された場合は、延長された期間内)に、当該要求に対する説明がされていない場合。もしくは、
 - (b) 第(1)項(b)に基づく要求において指定された期間内(第(2)項に基づき延長された場合は、延長された期間内)に、当該要求に対応した是正措置が実施されていない場合。

決定の再検討

- (6) 第(1)項に基づく要求を事業体が遵守しなかったことに関して情報を公表する第(4)項に定める大臣の決定を再検討するため、行政控訴裁判所に申立てを行うことができる。

パート 3 現代奴隷報告書へのアクセス

17 本パートの概略

本パートは、現代奴隷報告書登録簿について定めるものである。
登録簿は、インターネット上で一般に公開されている。
現代奴隷報告書は、大臣により登録される。
特定の状況下において、登録された現代奴隷報告書の改訂版の登録が可能である。

18 現代奴隷報告書登録簿

- (1) 大臣は、現代奴隷報告書登録簿として知られる現代奴隷報告書の登録簿を維持しなければならない。
- (2) 登録簿は、インターネット上で、無料で、公衆の縦覧に供しなければならない。

19 現代奴隷報告書の登録

- (1) 大臣は、次の現代奴隷報告書を登録しなければならない。
 - (a) 第 13 条(単独の報告対象事業体による現代奴隷報告書)又は第 14 条(共同現代奴隷報告書)に従って提出されたもの。
 - (b) 第 15 条(連邦政府現代奴隷報告書)に従って作成されたもの。
- (2) 大臣は、第 13 条又は第 14 条の遵守を目的として提出された報告書(第 16A 条に基づく要求に対応して提出された報告書を含む。)について、当該報告書を提出する事業体が第 13 条(2)項又は第 14 条(2)項の要件を遵守していない場合でも、これを登録することができる。

注：ただし、事業体がそれらの要件を遵守しなかった場合、大臣は現代奴隷報告書を登録しないことも選択できる。

20 改訂版の現代奴隷報告書の登録

- (1) 事業体(連邦政府を除く。)は、当該事業体が提出した現代奴隷報告書の改訂版を同封の上、大臣に書面通知することにより、改訂版を登録するよう大臣に要求することができる。
- (2) 改訂版の現代奴隷報告書には、改訂日及び登録済みの報告書(又は直近で登録された改訂版の報告書)からの変更点の説明を記載しなければならない。

- (3) 大臣は、改訂版の報告書が次の規定に定める要件を遵守したものである場合、当該改訂版の現代奴隷報告書を登録しなければならない。
- (a) 当初の報告書が第 13 条に基づき提出された場合は、第 13 条(2)項(a)から(d)まで。
 - (b) 当初の報告書が第 14 条に基づき提出された場合、第 14 条(2)項(a)から(e)まで。
- (4) 大臣は、改訂版の現代奴隷報告書が第(3)項(a)又は(b)に定める要件を遵守していないものであった場合でも、これを登録することができる。
- 注： ただし、事業者がそれらの要件を遵守しなかった場合、大臣は改訂版の現代奴隷報告書を登録しないことも選択できる。
- (5) 第 15 条(連邦政府現代奴隷報告書)に基づき登録された現代奴隷報告書について、大臣は、第 16 条及び本条(2)項に適合する改訂版の報告書を登録することができる。

パート 4 雑則

21 本パートの概略

本パートでは、次に掲げるような雑則事項について取り扱う。

- (a) 非法人によって行われる事項について
- (b) 大臣の本法に基づく権限及び職務の委任能力
- (ba) 本法の実施に係る年次報告書
- (c) 本法の3年毎のレビュー
- (d) 規則を制定する権限

22 非法人の事業体

- (1) 本条は、本法が非法人である事業体が特定の事項を行うことを要求又は許容する場合に適用される。
- (2) 当該事項は、当該事業体の責任者が当該事業体を代表して行わなければならない又は行うことができるものとする。

23 委譲

- (1) 大臣は、書面により、本法に基づく大臣の権限及び職務の全部又は一部を、省内の上級管理職又は上級管理職に準ずる者に委譲することができる。

注： 上級管理職及び上級管理職に準ずる者は、1901年法律解釈法において定義されている。

- (2) 委譲に基づき権限又は職務を行使するに当たり、被委譲者は大臣の指示を遵守しなければならない。
- (3) 第(1)項は、規則を制定、変更又は撤回する権限には適用されない。

23A 実施に係る年次報告書

- (1) 大臣は、各暦年(本条が施行される年を含む。)において、次に掲げる事項を含む(ただし、これらに限定されない。)、当該年における本法の実施に関する報告書を作成させなければならない。
 - (a) 当該年における事業体による本法の遵守の総括
 - (b) 当該年における本法に基づく現代奴隷に係る報告のベストプラクティスの特定
- (2) 報告書は次のとおりでなければならない。

- (a) 報告書の対象となる暦年の終了後可及的速やかに作成開始する。
- (b) 作成開始した暦年の終了前までに完成する。
- (3) 大臣は、報告書の完成後、連邦議会の各院の会期 15 日以内に、各院に報告書の写しが上程されるようにしなければならない。

24 3年毎のレビュー

- (1) 大臣は、次の事項をレビューする報告書を作成させなければならない。
 - (a) 本条の施行後 3 年間に於ける本法及び本規則の運用
 - (aa) 当該期間に於ける本法及び本規則の遵守
 - (ab) 本法及び本規則の遵守を向上させるための追加措置(例えば、本法の要件の不遵守に対する過料等)が必要又は望ましいか否か。
 - (ac) 本法及び本規則について追加のレビューを行う必要があるか。ある場合はその時期。
 - (ad) 本法及び本規則の運用を改善するために他に何か行うことが必要又は望ましいか。
 - (b) レビューに於ける勧告を実施するために本法又は規則のいずれかを修正する必要があるか。
- (2) レビューは、次のとおり行われなければならない。
 - (a) 本条の施行後 3 年が終了した後可及的速やかに作成開始する。
 - (b) 作成開始後 12 か月以内に完成する。
- (3) 大臣は、報告書の完成後、連邦議会の各院の会期 15 日以内に、各院に報告書の写しが上程されるようにしなければならない。

25 規則

- (1) 大臣は、下位法令により、次に掲げる事項を定める規則を制定することができる。
 - (a) 規則で定めることが本法により義務づけられている又は許容されている事項
 - (b) 本法を執行又は効力を与えるために必要又は好都合な事項
- (2) 疑義を回避するために、規則は次のことを定めてはならない。
 - (a) 違反行為や民事罰の規定
 - (b) 次の権限の付与
 - (i) 逮捕若しくは拘禁。又は

- (ii) 立入り、捜索若しくは押収
- (c) 税金の賦課
- (d) 本法における充當に基づき、連結収益基金から充當する金額の設定
- (e) 本法の文言を直接修正すること。

[第二読会での大臣演説は、2018年6月28日に下院で、2018年9月18日に上院で行われた。]

(134/18)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210030>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 アジア大洋州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5179
E-mail：ORF@jetro.go.jp